

浜名湖カッターボート転覆事故に関する弊社社員の判決について

2015年11月18日

本日、2010年6月18日に発生した、浜名湖カッターボート転覆事故において、弊社社員1名が、業務上過失致死罪により、禁固1年6か月、執行猶予3年の判決を受けました。

弊社は判決を厳粛に受け止め、今回の事故を風化させず、今後もより一層、事業の安全対策を徹底する努力を続けて参る所存です。

あらためて、お亡くなりになられた西野花菜様のご冥福を心よりお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまに心より深くお詫び申し上げます。また、関係者の皆さまをはじめとする多くの方々に多大なるご迷惑、ご心配をおかけし、衷心よりお詫び申し上げます。

株式会社 小学館集英社プロダクション  
代表取締役社長 都築伸一郎